

スイスが銀行口座情報を米国に提供

1 米国のFATCA

FATCAは、2010年3月18日にオバマ大統領の署名により成立した法案(H.R.2847: the Hiring Incentives to Restore Employment Act)の一部である。同法は多くの規定を含んでいるが、本稿との関連では、次の事項がポイントである。

① 課税年度中に個人が外国に50,000ドルを超える資産を有する場合、米国における申告書に、銀行口座の場合には金融機関名及びその所在地、証券等の場合には発行者名とその所在地等の書類を添付する義務を課したことである(内国歳入法典第6038D条)。

② 外国金融機関に対して米国内口座の情報を米国財務省に報告することにしたことである。外国金融機関がこの報告を行わない場合、当該金融機関に対して所定の米国内源泉所得となる支払いに30%の源泉徴収が課されることになっている(内国歳入法典第1471条)。外国金融機関がこの30%源泉徴収を回避したいのであれば、米国財務省の間に所定の報告義務に関する契約(agreement)を締結し、契約締結後、当該金融機関は、米国内口座の情報を米国財務省に報告する義務を負うことになり、源泉徴収課税が免除される。なお、当該報告義務に関する規定の施行は2013年1月1日以降である。

外国金融機関がこの報告義務を怠った場合、最低で10,000ドルの罰金となり、財務省より報告義務懈怠の通知を受けて90日が経過すると、30日ごとに10,000ドルの罰金が最高50,000ドルまで課されることになる(内国歳入法典第6038D条)。

米国は、このFATCAとは別に、暦年中のいずれかのときに、海外の銀行口座残高が10,000ドルを超える者について、情報申告書(Report of Foreign Bank and Financial Account: 以下「FBAR」という。)の提出が義務付けられている。

FBARの根拠法は、銀行秘密保護法(the Bank Secrecy Act)である。米国居住者或いは米国において事業を営む者は、外国に10,000ドルを超える金融口座を有する場合、財務省に報告する義務がある。そして、2011年2月24日に、銀行秘密保護法に基づく最終規則(final regulations)が公表されている。このように、FBARが内国歳入法典或いは財務省規則(Income Tax Regulations)に規定されたものに基づいていないことから、米国財務省が、税務行政上の金融機関に関する情報取得に対して、銀行の秘密保護法に便乗したともいえるのである。そして、FACTAは、提出する情報を納税申告書に添付するが、FBARは、情報申告書として海外銀行口座等をIRSに報告するものである。

2 日米共同声明

2012年6月21日に金融庁、財務省、国税庁は、米国の財務省と共に、「米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」(以下「共同声明」という。)を発表した。

この背景には、日米双方が、外国金融機関に口座を設けて脱税等による資金を隠蔽しているケースが後を絶たない現状に対する対策の必要性で認識を共有したことが根底にある。緊急避

Topics of International Taxation

難を要する事項として、FATCAによる外国金融機関（この場合は日本の金融機関）は、顧客の同意を得て米国に米国人の銀行口座情報を提供することにより米国における罰則を回避することができる。他方、銀行口座情報開示に同意しない顧客については、日米租税条約に基づく情報交換の適用ということになり、邦銀は、日本の国内法との抵触を避け、かつ、FATCAによる外国金融機関に対して課される課税強化及び罰則等を回避したのである。このことは、米国において事業活動を行う邦銀が米国市場に存在し続けるための方策である。

3 スイスの対応

前出の共同声明のように、日本は比較的早い段階から米国への銀行口座情報提供に同意したが、米国の者の銀行口座を多く保有するスイスの銀行の動向が注目されたのである。

2013年9月10日の日本経済新聞夕刊によれば、スイス下院が上院に続きFATCAの政府間協定を批准したことで、その後最終的手続きが終了すれば、2014年夏に施行が見込まれる同協定により、スイスは、米国に米国人の銀行口座情報を提供することになる。

スイスの銀行は、秘密保持が完璧に行われると一般に信じられ、海外から多くの資金がスイスの銀行に預けられていることは事実である。そこで、スイスの銀行が強みとする点を捨てて、情報提供に至った理由は何かということになる。

4 ウェゲリン銀行

2013年1月に、スイス最古のプライベートバンクであるウェゲリン（Wegelin）銀行が廃業することになった。同行がこのような事態に至った背景には、同行による米国における脱税ほう助事件がある。

スイスでは、最大手の銀行であるUBSが、2008年に同行の社員が米国人の顧客に対して脱税のほう助をしたことで起訴されたことがあり、

同年7月に、UBS財務最高責任者は米国におけるプライベートバンキングからの撤退することを発表した。そして、2009年2月18日に、米国司法省とUBSは、制裁金7億8,000万ドルの支払いと200～300人の米国人顧客名簿を開示することで和解することになった。しかし、米国司法省と課税当局は、召喚状を出して、UBSに対して、同行が管理する米国人顧客全員である52,000名の名簿の公表を要求したが、UBSはこれを拒否した。その後、この問題に関して、2009年7月19日に、スイスの外務大臣が米国国務長官とUBSの件で会談する等の経緯を経て、2009年8月12日に米国政府とスイス政府はUBS問題で合意に達し、UBSは、4,450口座の所有者名を公表することになった。この、法的根拠は、米国・スイス租税条約における情報交換の規定である。

ウェゲリン銀行は、このUBSにおける混乱に乗じて、UBSの顧客の資産を自行に勧誘し、約12億ドルの資産隠しを行ったとして起訴され、5,780万ドルの資金の返還と罰金を支払うことで米国当局と合意したが結局廃業したのである。

このような事件があったことから、スイス銀行家協会は、過去の脱税ほう助を謝罪し、各国との情報交換に応じることとなったというのが本稿標題の内容である。

スイスに対して海外から預け入れられた預金総額は、2兆ドルを超えるという試算もあるが、米国以外の国との間においても銀行口座情報に関する情報交換ということになれば、スイス銀行の秘密保持のメリットがなくなることになる。預金者は、スイスの銀行の持つ優れた投資の手腕に期待して預金等を継続するのか、或いは、秘密保持ができないのであれば、他国の銀行に資産を移すのかということが問題となる。もはや、スイスの銀行は後戻りできない状態に至ったのである。今後、スイスの銀行預金の動向は注目されることになろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好